

令和 8 年第 3 回比企広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（8 月 2 4 日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
管理者行政報告	7
管理者提出議案の報告及び上程	8
提案理由の説明	8
報告第 6 号の説明	9
議案第 2 2 号の説明	9
議案第 2 3 号の説明	10
議案第 2 4 号の説明	10
議案第 2 5 号の説明	11
議案第 2 6 号ないし議案第 2 8 号の説明	12
議案第 2 9 号ないし議案第 3 3 号の説明	13
議案第 2 9 号ないし議案第 3 3 号の決算審査報告	15
報告第 6 号の質疑	16
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	16
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	17
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	17
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	17
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	18
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	18

議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	1 8
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	1 9
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	1 9
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	2 0
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	2 0
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	2 0
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	2 1
管理者挨拶	2 1
閉会の宣告	2 2
署名議員	2 3

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

比企組告示第 11 号

令和 8 年第 3 回比企広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 12 日

比企広域市町村圏組合

管理者 松 坂 喜 浩

1 期 日 令和 8 年 8 月 24 日 午前 10 時

2 場 所 東松山市議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（17名）

1 番	井	上	聖	子	議員	2 番	堀	内	真 理	子	議員
3 番	堀	越	博	文	議員	4 番	藤	倉		憲	議員
5 番	内	田	敏	雄	議員	6 番	原			徹	議員
7 番	狛	守	勝	義	議員	8 番	宮	本	大	裕	議員
9 番	高	瀬		勉	議員	10 番	岡	部	久	志	議員
11 番	小	峯	松	治	議員	12 番	加	藤		進	議員
14 番	吉	田	克	之	議員	15 番	小	宮		正	議員
16 番	畑			豊	議員	17 番	野	口	勝	則	議員
18 番	渡	辺	絹	代	議員						

不応招議員（1名）

13 番	宮	崎	雄	一	議員
------	---	---	---	---	----

令和 8 年第 3 回比企広域市町村圏組合議会定例会

令和 8 年 8 月 2 4 日（月曜日）

議 事 日 程

- 第 1 開 会
- 第 2 開 議
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 諸般の報告
- 第 6 管理者行政報告
- 第 7 管理者提出議案の報告及び上程
- 第 8 提案理由の説明
- 第 9 報告第 6 号の説明
- 第 10 議案第 2 1 号の説明
- 第 11 議案第 2 2 号の説明
- 第 12 議案第 2 3 号の説明
- 第 13 議案第 2 4 号の説明
- 第 14 議案第 2 5 号の説明
- 第 15 議案第 2 6 号ないし議案第 2 8 号の説明
- 第 16 議案第 2 9 号ないし議案第 3 3 号の説明
- 第 17 議案第 2 9 号ないし議案第 3 3 号の決算審査報告
- 第 18 報告第 6 号の質疑
- 第 19 議案第 2 1 号の質疑、討論、採決
- 第 20 議案第 2 2 号の質疑、討論、採決
- 第 21 議案第 2 3 号の質疑、討論、採決
- 第 22 議案第 2 4 号の質疑、討論、採決
- 第 23 議案第 2 5 号の質疑、討論、採決
- 第 24 議案第 2 6 号の質疑、討論、採決
- 第 25 議案第 2 7 号の質疑、討論、採決
- 第 26 議案第 2 8 号の質疑、討論、採決
- 第 27 議案第 2 9 号の質疑、討論、採決
- 第 28 議案第 3 0 号の質疑、討論、採決

- 第29 議案第 3 1 号の質疑、討論、採決
- 第30 議案第 3 2 号の質疑、討論、採決
- 第31 議案第 3 3 号の質疑、討論、採決
- 第32 管理者挨拶
- 第33 閉 会

出席議員（１７名）

１番	井上聖子	議員	２番	堀内真理子	議員
３番	堀越博文	議員	４番	藤倉憲	議員
５番	内田敏雄	議員	６番	原徹	議員
７番	狩守勝義	議員	８番	宮本大裕	議員
９番	高瀬勉	議員	１０番	岡部久志	議員
１１番	小峯松治	議員	１２番	加藤進	議員
１４番	吉田克之	議員	１５番	小宮正	議員
１６番	畑豊	議員	１７番	野口勝則	議員
１８番	渡辺絹代	議員			

欠席議員（１名）

１３番	宮崎雄一	議員
-----	------	----

本会議に出席した事務局職員

議事録 書記	会長 町田憲昭
-----------	------------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	松坂喜浩	副管理者	島田康弘
副管理者	大塚信一	副管理者	佐久間孝光
副管理者	藤間隆	副管理者	神田隆
副管理者	前田榮	副管理者	高野貞宜
監査委員	山田幸平	会計 管理者	小谷野貴久
事務局長	黒田健	消防長	原芳和
消防本部長 次長	野澤康洋	消防本部 副参事兼 消防総務 課長	矢島修
事務局 次長 兼 総務課長	馬場健夫		

◎ 開会及び開議の宣告

藤倉 憲議長 おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和8年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

藤倉 憲議長 初めに、管理者の異動がありましたので、報告いたします。

松坂喜浩東松山市長が、令和8年8月7日に開催された比企広域市町村圏組合正副管理者会議において管理者に就任いたしましたので、報告いたします。

ここで、新たに管理者に就任された松坂喜浩東松山市長のご挨拶を正面の演台においてお願いいたします。

松坂喜浩東松山市長。

〔松坂喜浩管理者登壇〕

松坂喜浩管理者 皆様、おはようございます。本日、令和8年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご参集をいただき、会議が開催できますことに厚く御礼を申し上げます。議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

改めて、ご紹介をいただきました東松山市長の松坂喜浩でございます。私は去る7月12日の東松山市長選挙におきまして、市民の皆様の温かいご理解をいただき、東松山市の市政を担当させていただくことになりました。また、8月7日の比企広域市町村圏組合正副管理者会議におきまして、組合構成町村長の皆様方より組合管理者として選定をいただき、組合の事務事業を執行させていただくことになりました。

比企広域市町村圏組合で担う消防、斎場、介護など広域行政の主役はこの比企地域を構成する1市6町1村の住民の皆様であるということを忘れず、組合行政の推進と発展に努力してまいりますので、議員の皆様方には一層のご支援、ご指導をお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

藤倉 憲議長 ありがとうございます。

◎ 会議録署名議員の指名

藤倉 憲議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第124条の規定により、議長において、3番、堀越博文議員、12番、加藤進議員を指名

いたします。

◎ 会期の決定

藤倉 憲議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

藤倉 憲議長 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和 7 年度 12 月分ないし 5 月分、令和 8 年度 4 月分及び 5 月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、これをご了承願います。

◎ 管理者行政報告

藤倉 憲議長 次に、管理者から行政報告のため発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

松坂喜浩管理者。

〔松坂喜浩管理者登壇〕

松坂喜浩管理者 議長のお許しをいただきましたので、私からは組合事業の運営状況についてご報告いたします。

初めに、消防業務についてです。まず、庁舎関係ですが、昨年度進めてまいりました高坂分署新庁舎建設工事が 3 月末にて完了し、5 月 26 日には開署式を執り行い、多くの方々に参列をいただきました。また、今年度予定しております嵐山分署の照明 LED 化、空調設備等更新につきましては、設計が完了し、着工に向け、準備を進めております。

次に、車両関係では、東松山消防署、嵐山分署及びときがわ分署に高規格救急自動車を、滑川消防団第 2 分団第 2 部に消防ポンプ自動車を、東秩父消防団第 1 分団第 2 部に水槽車を更新配備する予定です。

なお、今年の夏の熱中症に係る救急搬送者数については、ここ数年の猛暑に比べ気候が安定している影響もあり、例年より減少の傾向にあります。しかしながら、7 月の 1 か月間で 66 名が搬送さ

れるなど予断を許さない状況でもあることから、引き続き住民への注意喚起と迅速な救急体制の確保に努めてまいります。

次に、斎場及び霊きゅう自動車事業ですが、今年度7月までの間に877件の火葬を執り行い、小動物火葬は215件の利用がありました。今後も施設の運営に当たりましては、ご遺族の心情に深く配慮し、安心と思いきりのある施設運営に努めてまいります。

次に、介護認定及び障害支援区分審査会業務ですが、今年度7月までの介護認定審査件数は3,332件、また障害支援区分審査件数は165件であり、それぞれの判定結果を関係市町村に通知いたしました。今後とも審査会委員の研修会への参加などを通じ、審査の公平、公正を期してまいります。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

◎ 管理者提出議案の報告及び上程

藤倉 憲議長 次に、管理者から議案等の提出がありましたので、報告いたします。

議案等については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。今期定例会に管理者から提出された報告第6号並びに議案第21号ないし議案第33号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎ 提案理由の説明

藤倉 憲議長 提出者に提案理由の説明を求めます。

松坂喜浩管理者。

〔松坂喜浩管理者登壇〕

松坂喜浩管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今期定例会に提案いたしました議案等は、報告1件、人事案件1件、条例改正2件、補正予算議案5件、決算議案5件です。

初めに、報告第6号は、令和7年度比企広域市町村圏組合消防特別会計、車両管理事業に係る繰越明許費繰越計算書についてです。

次に、議案第21号は、比企広域公平委員会委員の選任についてです。公平委員会委員である上原唯司氏より辞職願が提出されたことから、後任に野口光江氏を選任いたしたいとするものであります。

議案第22号は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定であ

ります。議会委員会条例の一部改正により常任委員会が廃止されましたので、これに伴い常任委員長に係る文言を削除するため、条例の一部を改正したいとするものであります。

議案第23号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。人事院規則の一部改正に伴い、緊急消防援助隊手当の額を改めるため、条例の一部を改正したいとするものです。

議案第24号ないし議案第28号は、一般会計、各特別会計の令和8年度補正予算です。

議案第29号ないし議案第33号は、令和7年度一般会計、各特別会計決算の認定についてです。いずれも監査委員の意見を付して提案いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げました議案につきまして、何とぞ慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

藤倉 憲議長 説明は終わりました。

◎ 報告第6号の説明

藤倉 憲議長 これより議案等に対する細部の説明を求めます。

なお、議案第21号は人事案件でありますので、細部の説明は省略したいと思いますので、ご了承ください。

初めに、報告第6号について、原芳和消防長。

〔原 芳和消防長登壇〕

原 芳和消防長 報告第6号 令和7年度比企広域市町村圏組合消防特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

報告案件1ページをお願いいたします。本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものでございます。

内容につきましては、2款1項消防費で、東秩父消防団の車両更新に伴い支出負担行為を行いましたが、安全基準の法改正の影響により年度内に支出が終わらなかったため、翌年度に繰り越して使用するものでございます。翌年度への繰越額は2,743万4,000円で、財源内訳は地方債1,860万円と、一般財源883万4,000円でございます。

以上で報告第6号の説明を終わります。

◎ 議案第22号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第22号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第22号 比企広域市町村圏組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について細部の説明を申し上げます。

議案書は５ページから、議案参考資料は１ページからでございます。去る令和８年第２回組合議会臨時会において、議員提出による議会委員会条例を一部改正する議案が議決されました。本議案は、この改正により、組合議会に設置していた総務、厚生両常任委員会が廃止されたことに伴い、議員報酬及び費用弁償に関する条例第２条及び第３条に明記されている常任委員長に係る報酬額及び支給方法に係る文言を削除するもので、附則において施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で議案第２２号の説明を終わります。

◎ 議案第２３号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第２３号について、原芳和消防長。

〔原 芳和消防長登壇〕

原 芳和消防長 議案第２３号 比企広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について細部のご説明を申し上げます。

議案書は９ページから、議案参考資料は３ページとなります。本議案は、人事院規則の一部改正に伴い、緊急消防援助隊の手当の額について改めるものでございます。

内容につきましては、他機関との待遇の均衡を図るため、活動の内容により支給される額について改めるものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日からと定めたいとするものでございます。

以上で議案第２３号の説明を終わります。

◎ 議案第２４号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第２４号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第２４号 令和８年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第１号）について細部の説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。今回の補正は、第１条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１９１万９、０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７、８９１万９、０００円とするものでございます。

１０ページをお願いいたします。歳入では、令和７年度決算額の確定に伴い、３款１項１目繰越金の前年度繰越金を増額するものでございます。

１２ページの歳出では、２款１項１目一般管理費、職員給与事業で、人事異動などに伴い職員手当等に１１２万８、０００円を増額、３款１項１目予備費にて７９万１、０００円を増額し、収支の調整を図るものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。

◎ 議案第25号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第25号について、原芳和消防長。

〔原 芳和消防長登壇〕

原 芳和消防長 議案第25号 比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第2号）について細部のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,284万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億7,984万3,000円とするものでございます。

また、第2条では、地方債の限度額について、第2表、地方債補正のとおり定めたいとするものでございます。

事項別明細書によりご説明いたしますので、12、13ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、3款1項1目消防費国庫補助金では、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定により、1,592万4,000円を増額補正するものでございます。

5款1項1目利子及び配当金では、預金利子の確定により、50万3,000円を増額補正するものでございます。

7款1項1目繰越金では、前年度決算額の確定により、1億953万6,000円を増額補正するものでございます。

8款2項1目雑入では、高速自動車道救急業務財政措置費並びに消防団員安全装備品整備事業助成金の確定により、278万円を増額補正するものでございます。

9款1項1目消防債では、国庫補助金の交付決定により、1,590万円を減額補正するものでございます。

14、15ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、2款1項1日常備消防費では、施設管理事業において下水道使用料の料金改定等により、22万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、2目消防施設費では184万4,000円を増額補正するもので、車両不具合に係る修繕料134万1,000円及び消防施設整備基金預金利子の確定により、50万3,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に、9目東秩父消防団費では、繰越明許事業で更新する車両の納車に伴う役務費及び公課費16万3,000円を増額補正するもので、4款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。

◎ 議案第26号ないし議案第28号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第26号ないし議案第28号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第26号ないし議案第28号について細部の説明を申し上げます。

初めに、議案第26号 令和8年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において歳入歳出予算の総額から129万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,870万8,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入の4款1項1目繰越金は、令和7年度決算により剰余金の額が確定したことによる前年度繰越金で、当初予算額572万円から129万2,000円を減額し、442万8,000円とするものでございます。減額となりましたのは、令和7年度火葬件数の減により、斎場使用料の減少が主な要因でございます。

12ページの歳出では、1款1項1目斎場施設整備基金費から100万円を減額し、4款1項1目予備費で29万2,000円を減額し、収支の調整を図るものでございます。

次に、議案第27号 令和8年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ638万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,988万7,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入では、令和7年度決算額の確定に伴い、2款1項1目繰越金の前年度繰越金を増額するものでございます。

12ページからの歳出でございますが、1款1項1目一般管理費、職員給与事業で、人事異動などに伴い職員手当等を55万1,000円減額し、2款1項1目予備費は693万8,000円を増額し、収支の調整を図るものでございます。

第27号の説明は以上です。

最後に、議案第28号 令和8年度比企広域公平委員会特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69万2,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入では、令和7年度決算額の確定に伴い、2款1項1目繰越金の前年度繰越金を9万2,000円増額するもので、12ページからの歳出では2款1項1目予備費にて

収支の調整を図るものでございます。

以上で議案第26号ないし議案第28号の説明を終わります。

◎ 議案第29号ないし議案第33号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第29号ないし議案第33号について、小谷野貴久会計管理者。

〔小谷野貴久会計管理者登壇〕

小谷野貴久会計管理者 議案第29号ないし議案第33号、令和7年度比企広域市町村圏組合一般会計ほか4特別会計歳入歳出決算について細部のご説明を申し上げます。

初めに、議案第29号 令和7年度比企広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算からご説明申し上げます。

決算書2ページの歳入から申し上げます。下段の合計欄を御覧いただきたいと存じます。予算現額は7,908万2,000円、調定額及び収入済額は7,905万832円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。歳入の主なものは、関係市町村からの管理費等負担金及び前年度繰越金でございます。

次に、4ページの歳出でございます。支出済額は7,405万1,517円で、執行率は93.6%でございます。歳出の主なものは、議会費では議員報酬及び費用弁償、総務費では職員給与費、広報誌印刷代、人事給与システム、例規データシステム及び財務会計システムに係る経費並びに監査委員の経費等でございます。

次に、16ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は499万9,315円で、同額が実質収支額となりました。

次に、17ページの財産に関する調書では、財政調整基金に利子8,515円を積み立て、年度末現在高は682万655円となりました。

続きまして、議案第30号 令和7年度比企広域市町村圏組合消防特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算書20ページの歳入から申し上げます。予算現額は42億4,062万2,000円、調定額及び収入済額は42億113万3,819円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。歳入では、決算総額の78.6%が関係市町村からの組合負担金であり、他の主なものは災害対応特殊消防ポンプ自動車購入に係る国庫補助金、前年度繰越金、消防水利管網解析受入金を含む雑入及び消防施設整備債等でございます。

次に、22ページの歳出でございます。支出済額は39億9,276万2,869円で、執行率は94.2%でございます。なお、歳出全体の66.6%を常備消防費に係る職員給与事業費が占めております。

その他主な支出としましては、一般管理費では消防団員退職報償金や職員健康診断料、常備消防費では人件費のほか、施設及び車両の管理費や、消防指令業務共同運用に係る負担金、消防施設費では庁舎管理事業として1本部2署7分署における建物修繕、車両管理事業としては東松山消防署

はしご車の定期点検のほか、備品購入費として松山北分署水槽付消防ポンプ自動車や、吉見分署及び小川消防署に配備する高規格救急自動車の購入費、また高坂分署新庁舎建設事業での建築工事費及び工事監理業務委託料、その他各消防団に係る経費及び公債費でございます。

次に、78ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は2億837万950円で、翌年度へ繰り越すべき財源として東秩父消防団車両購入に係る繰越明許費繰越額883万4,000円を除いた1億9,953万6,950円が実質収支額となりました。

次に、80ページの財産に関する調書でございますが、公有財産のうち高坂分署庁舎の分が増加しております。

82ページの物品では、消防ポンプ自動車1台、救急自動車2台が更新され、水槽付消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ積載車が減となり、連絡車が増車となりました。

83ページの消防施設整備基金は、現金で前年度末現在高は1億3,258万3,527円に対し、運用益11万9,908円を含む1億2,872万6,780円を有価証券での運用とし、現金397万6,655円と合わせ、決算年度末現在高は1億3,270万3,435円となりました。

続きまして、議案第31号 令和7年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算書86ページの歳入から申し上げます。予算現額は2億2,489万円、調定額及び収入済額は2億2,422万3,601円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。歳入の主なものは、関係市町村からの負担金、斎場及び霊きゅう自動車の使用料及び前年度繰越金でございます。

次に、88ページの歳出でございます。支出済額は2億1,979万5,329円で、執行率は97.7%でございます。歳出の主なものは、駐車場の敷地借上料、施設管理事業として指定管理委託料及び霊きゅう自動車運行委託料、火葬炉内や台車の定期的なメンテナンスとしての火葬炉補修工事費、また新斎場整備に際して起こした地方債の元金及び利子償還に係る公債費でございます。

次に、98ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は442万8,272円で、同額が実質収支額となりました。

次に、100ページの財産に関する調書でございますが、公有財産、物品ともに決算年度中の増減はございません。斎場施設整備基金につきましては、前年度末現在高3,623万7,321円に対し、運用益を含め積み立てた1,305万400円を合わせた3,972万7,960円を有価証券での運用とし、現金955万9,761円と合わせ、決算年度末現在高は4,928万7,721円となりました。

続きまして、議案第32号 令和7年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算書104ページの歳入から申し上げます。予算現額は7,592万7,000円、調定額及び収入済額は7,591万7,351円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。歳入の主なものは、関係市町村からの介護認定審査会及び障害支援区分審査会の運営費負担金及び前年度繰越金でございます。

次に、106ページの歳出でございます。支出済額は6,603万9,965円で、執行率は87.0%でございます。歳出の主なものは、職員給与費、介護認定審査会及び障害支援区分審査会に係る委員の報酬、費用弁償、委員への資料発送に係る郵便料、機器・システムの保守委託料及び借上料等でございます。

次に、114ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は987万7,386円で、同額が実質収支額となりました。

続きまして、議案第33号 令和7年度比企広域公平委員会特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算書116ページの歳入から申し上げます。予算現額は79万1,000円、調定額及び収入済額は78万9,879円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。歳入の内容は、公平委員会を共同設置している構成団体からの管理費等負担金及び前年度繰越金でございます。

次に、118ページの歳出でございます。支出済額は33万9,213円で、執行率は42.9%でございます。歳出の主なものは、公平委員の報酬、費用弁償、全国公平委員会連合会などへの負担金等でございます。

次に、124ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は45万666円で、同額が実質収支額となりました。

以上で議案第29号ないし議案第33号の説明を終わります。なお、詳細につきましては、主要な施策の実績報告書をお手元に配付させていただいておりますので、ご参照いただき、ご理解を賜りたいと存じます。

藤倉 憲議長 以上で議案に対する細部の説明は終了いたしました。

◎ 議案第29号ないし議案第33号の決算審査報告

藤倉 憲議長 次に、議案第29号ないし議案第33号について、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。

山田幸平監査委員。

〔山田幸平監査委員登壇〕

山田幸平監査委員 議長のお許しをいただきましたので、令和7年度比企広域市町村圏組合の一般会計並びに消防特別会計、斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計、介護認定及び障害支援区分審査会特別会計、比企広域公平委員会特別会計、以上、5つの会計について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

これら審査に当たりましては、去る7月7日、比企広域消防本部の受援執務室におきまして、関係者の出席を求め、狛守勝義監査委員とともにこれを実施いたしました。

その結果でございますが、管理者から送付された決算書、決算事項別明細書、諸調書はいずれも

関係法令の規定に準拠して作成されており、歳入歳出の手続も所定のとおり処理され、計数も正確であることを確認いたしました。

昨今、世界経済の不透明さが増す中、組合を構成する市町村の財政状況は依然として厳しい局面にあります。組合におかれましても、歳出削減努力はもちろんのこと、一層の業務効率化が求められる状況です。こうした厳しい状況下にあっても、将来を見据え、適時適切に消防インフラの修繕を行うといった判断は決して欠かすことはできないものと考えます。さらには、多様化する災害に対応する職員のメンタルヘルス対策や職場環境の整備もまた不可欠であります。組合には、短期的な事業の見直しと中長期的な防災機能の維持を両立させ、職員の安全に配慮した持続可能な財政運営を強く期待するものであります。

詳細につきましては、決算審査意見書としてお手元にご送付申し上げてございますので、ご高覧の上、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

藤倉 憲議長 報告は終わりました。

◎ 報告第 6 号の質疑

藤倉 憲議長 これより日程に従い、議案等の審議に入ります。

初めに、報告第 6 号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

◎ 議案第 21 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第 21 号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎ 議案第 22 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第22号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 23 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第23号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 24 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第24号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第25号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第26号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第27号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第28号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第29号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第 30 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第30号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第 31 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第31号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第 32 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第32号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第 33 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第33号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 管理者挨拶

藤倉 憲議長 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、管理者より挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

松坂喜浩管理者。

〔松坂喜浩管理者登壇〕

松坂喜浩管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今期定例会におきましてご提案申し上げました全ての議案につきましては、慎重ご審議をいただき、いずれの議案もご議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。議案審査等を通じて

いただきましたご意見などにつきましては、今後の組合行政を運営するに当たり参考にさせていただきたいと考えております。今後とも議員各位におかれましては、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、慎重ご審議を賜りましたことに重ねて御礼を申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

藤倉 憲議長 これをもって、令和８年第３回比企広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前１０時５２分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 藤 倉 憲

署 名 議 員 堀 越 博 文

署 名 議 員 加 藤 進

参 考 資 料

- 議案審議結果一覽表

令和 8 年第 3 回比企広域市町村圏組合議会定例会
議案審議結果一覧表

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	審議結果
議案第 21 号	比企広域公平委員会委員の選任について	令 8.8.24	令 8.8.24	同 意 (全員賛成)
議案第 22 号	比企広域市町村圏組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	令 8.8.24	令 8.8.24	原案可決 (全員賛成)
議案第 23 号	比企広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	令 8.8.24	令 8.8.24	原案可決 (全員賛成)
議案第 24 号	令和 8 年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算(第 1 号)について	令 8.8.24	令 8.8.24	原案可決 (全員賛成)
議案第 25 号	令和 8 年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算(第 2 号)について	令 8.8.24	令 8.8.24	原案可決 (全員賛成)
議案第 26 号	令和 8 年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計補正予算(第 1 号)について	令 8.8.24	令 8.8.24	原案可決 (全員賛成)
議案第 27 号	令和 8 年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算(第 1 号)について	令 8.8.24	令 8.8.24	原案可決 (全員賛成)
議案第 28 号	令和 8 年度比企広域公平委員会特別会計補正予算(第 1 号)について	令 8.8.24	令 8.8.24	原案可決 (全員賛成)
議案第 29 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令 8.8.24	令 8.8.24	認 定 (全員賛成)
議案第 30 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	令 8.8.24	令 8.8.24	認 定 (全員賛成)
議案第 31 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令 8.8.24	令 8.8.24	認 定 (全員賛成)
議案第 32 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	令 8.8.24	令 8.8.24	認 定 (全員賛成)
議案第 33 号	令和 7 年度比企広域公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について	令 8.8.24	令 8.8.24	認 定 (全員賛成)